

ひとり親家庭のお父さん・お母さんへ



高等職業訓練促進給付金事業のご案内



専門的な資格取得を容易にするため、法令の定めにより養成機関において 6 か月以上のカリキュラムを修業するひとり親家庭の父・母に、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給します。

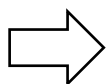
1 対象者（次のすべての要件を満たすこと）

- ①20 歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母、または父子家庭の父
- ②浜田市内に住所を有する方
- ③児童扶養手当の支給を受けているか、同様の所得水準にある方
(ただし、所得制限を超過した場合も、1 年に限り、引き続き支給を受けることができます。)
- ④法令の定めにより、養成機関において 6 か月以上のカリキュラムの修業が予定されており、対象資格の取得が見込まれる方
- ⑤就業又は育児と、養成機関における修業を両立することが経済的に負担であると認められる方
- ⑥過去に高等職業訓練促進給付金等を受給していない方

※求職者支援制度における「職業訓練受講給付金」、雇用保険の「訓練延長給付」「教育訓練支援給付金」等、当事業と趣旨（修業中の生活費）を同じくする給付金との併給はできません。

2 対象資格

看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP I 認定資格等



対象資格の探し方：厚生労働省ホームページ内の[教育訓練給付制度](#)
[検索システム] をご覧ください。

3 支給額・支給期間

【訓練促進給付金】受講期間中に支給（毎月末）

世帯区分（※1）	支給額	支給期間
非課税	月額 100,000 円（※2）	修学期間に相当する期間 （上限 48 か月（4 年））
課税	月額 70,500 円（※2）	

（※1）世帯の課税状況は、毎年 8 月に見直しを行い、課税状況に変化があったときは、8 月分から給付金額が変更となります。

（※2）最後の 12 か月は、上記支給額に、月額 40,000 円を加算します。

【修了支援給付金】受講修了時に支給

世帯区分（※1）	支給額
非課税	50,000 円
課税	25,000 円

修業開始時と修了時ともに対象要件を満たしていた方のみ対象となります。

（※1）同居の方に一人でも課税の方がいる場合は、住民票の世帯が別であっても、課税世帯となります。



4 手続きの流れ

【申請手続】

事前相談

子ども・子育て支援課（母子父子自立支援員）に事前相談が必要です。

養成機関にて修業開始

支給申請

修業開始日以後に、支給申請書等の提出

支給決定

審査後、市から給付金支給決定通知書を送付します。
毎月末、市から給付金を支給します。
※在籍や出席状況の確認（年3回）（在籍証明書等の提出）

修業期間修了

修了支援給付金申請

修了支援給付金支給

養成機関修業修了日以降30日以内に申請し、1回のみ支給



5 申請に必要な書類

【訓練促進給付金】

- ①母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書
- ②児童扶養手当証書（認定を受けて手当を受給している方のみ）
- ③支給申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本
- ④支給申請者及びその扶養している児童の属する世帯全員の住民票
（世帯主・続柄、本籍・筆頭者の記載のあるもの）
- ⑤個人番号カードあるいは個人番号通知カード（請求者及び同居している世帯全員分）
※世帯分離していて同居している場合、その世帯全員分必要
- ⑥養成機関における在籍に関する証明書（在籍証明書）
- ⑦同意書（同居の扶養義務者がいる場合は、扶養親族の署名が必要です）
- ⑧本人確認書類（運転免許証など）
- ⑨給付金を振込む口座を確認できるもの（申請者名義の預金通帳、キャッシュカード等）



【修了支援給付金】「受講修了後30日以内に申請が必要です」

上記①～⑤および⑨に「養成機関発行の修了証明書（写し）」を添えて申請してください。

6 注意事項

受給中は、支給要件確認のため、定期的の下記の書類を提出していただきます。

- ・「在籍証明書」「出席状況証明書」（年3回：その都度、提出依頼の文書を送ります）
- ・「取得単位証明書」（3月）

支給要件を満たさなくなった時（休学や退学、婚姻（事実婚を含む）、市外転出、子を養育しなくなった等）、住所や世帯構成に変更があった時は、速やかにお知らせください。

7 他の施策との併用について

- ・「自立支援教育訓練給付金」との併給は可能。
- ・雇用保険法による「教育訓練給付金（一般・特定一般・専門）」との併給は可能。
- ・雇用保険の基本手当（失業給付）との併給は可能（ハローワークに事前確認をしてください）。
- ・求職者支援制度における「職業訓練受講給付金」、雇用保険の「訓練延長給付」「教育訓練支援給付金」等、趣旨を同じくする給付金との併給は不可。



【お問い合わせ先】

浜田市子ども・子育て支援課 子ども政策係 TEL 0855（25）9331